お客様各位

播州信用金庫

預金規定集の一部訂正について

平素は播州信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2020年4月の民法改正に伴い、改定いたしました預金規定におきまして、記載内容に一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所(訂正箇所には下線を付しております)

(訂正前)
この預金を「定期預金共通規定」第4条第1
項により満期日前に解約する場合および「定
期預金共通規定」第4条第3項、第4項およ
び第 <u>5</u> 項の規定により解約する場合・・・(略)

(対象規定)

- ・自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定第5条第4項 ・自由金利型定期預金(大口定期預金)規定第4条第4項
- · 自由金利型期日指定定期預金規定第7条第5項
- ・ばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」規定第4条第4項
- ・ばんしん年金定期預金規定第6条第2項第2号
- ・ばんしんシルバー定期預金規定第6条第2項第2号
- ・自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期・振替型)規定第5条第5項

(訂正後)	(訂正前)
この預金を第4条第1項により預入日の6ヶ	この預金を第4条第1項により預入日の6ヶ
月後の応当日前に解約する場合および「定期	月後の応当日前に解約する場合および「定期
預金共通規定」第4条 <u>第4項、第5項および</u>	預金共通規定」第4条第3項、第4項および
第6項の規定により解約するには・・・(略)	第 <u>5</u> 項の規定により解約するには・・・(略)

(対象規定)

・自動継続定額複利預金(自由金利型定期預金 (M型)) 規定第3条第6項

(訂正後)	(訂正前)
この預金を第7条第1項により満期日前に解 約する場合および第7条 <u>第3項、第4項およ</u> び第5項の規定により解約する場合・・・(略)	この預金を第7条第1項により満期日前に解 約する場合および第7条 <u>第3項、第4項</u> の規 定により解約する場合・・・(略)
(対象規定) ・積立定期預金規定第4条第3項	

(訂正後)	(訂正前)
約定どおり払込みが行われなかったとき、ま	約定どおり払込みが行われなかったとき、ま
たは、この預金を第11条第1項により満期日	たは、この預金を第11条第1項により満期日
前に解約する場合および第 11 条 <u>第 3 項、第 4</u>	前に解約する場合および第 11 条 <u>第 3 項、第 4</u>
項および第5項の規定により解約する場合・・・	<u>項</u> の規定により解約する場合···(略)
(略)	
(対象規定)	

• 新型自動振替定期積金規定第5条第2項

(訂正後)	(訂正前)
この積金は、第11条 <u>第4項</u> 第1号、第2号A	この積金は、第11条 <u>第3項</u> 第1号、第2号A
からEおよび第3号AからE、第4号のいず	からEおよび第3号AからE、第4号のいず
れにも該当しない場合に利用することがで	れにも該当しない場合に利用することがで
き、第 11 条 <u>第 4 項</u> 第 1 号、第 2 号 A から E	き、第 11 条 <u>第 3 項</u> 第 1 号、第 2 号 A から E
または第3号AからE、・・・(略)	または第3号AからE、・・・(略)
(対象規定)	

·新型自動振替定期積金規定第9条

以上